

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○（以下、「発注者」という。）と、○○○
○ ○○会社 代表取締役 ○○ ○○（以下、「受注者」という。）は、以下のとおり、
関東運輸局東京運輸支局一般公用車の交換購入契約を締結する。

記

件 名 関東運輸局 東京運輸支局一般公用車の交換購入一式
契約金額 金 円（内消費税及び地方消費税の額 円）
交換物品 以下のとおり

品 名	名称・型式	数量	価 格
交換により取得 する自動車		1 台	円
			内消費税及び地方消費税相当額 円
交換に供する 自動車	日産 リバティ U A－R M 1 2	1 台	円
			内消費税及び地方消費税相当額 円

（契約保証金）
第 1 条 本契約においては、契約保証金は免除とする。

（納入場所及び履行期限）
第 2 条 納入場所 品川区東大井 1－1 2－1 7
関東運輸局 東京運輸支局
履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日

(納入検査)

- 第3条 受注者は自動車を納入しようとする時は、あらかじめ納入予定日時、場所、品名、数量等必要事項を発注者に通知し、納入時に納品書を提出するものとする。
- 2 発注者は前項の納入を受けたときは、その日から10日以内に納入検査をするものとし、受注者は検査に立ち会わなければならない。
- ただし、受注者が立ち会わない時は、発注者は単独で検査を執行し、その結果を受注者に通知するものとする。
- 3 前項ただし書の場合において、発注者の検査の結果に対し受注者は不服を述べることができない。
- 4 前各項の検査に必要な費用は、受注者の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第4条 納入自動車の引き渡しは、検査職員が合格品と認め検査を終了したときに終わるものとする。
- 引き渡し前に生じた物品の忘失、毀損等はすべて受注者の負担とする。
- ただし、発注者の故意又は重大な過失に因った場合はこの限りでない。

(不合格品取引)

- 第5条 納入自動車の検査の結果、合格しない場合、受注者は直ちに当該物品を引き取り、その代品を発注者の指定した日時までに納入するものとする。
- 2 前項の代品を納入する場合においては、本契約の各条項を準用する。

(納期の延期)

- 第6条 受注者は、第2条の場所及び期限内に合格現品の納入ができないときは、この事由を詳記して期限内に延期を請求することができる。この場合発注者は、特に事情やむを得ないものと認めるものに限り延滞料を徴収して延期を許すことができる。
- ただし、天災地変その他受注者の責に帰し難い事由による場合であって発注者が正当と認めた時は、特に延滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(延滞料)

- 第7条 受注者が理由なくして所定の期限内に自動車を納入しない時は、発注者は期限の翌日から起算して納入当日まで、契約金額に対し年利率3.0%の割合をもって遅延金を徴収する。

(契約金額の支払)

第8条 代金は、検査終了後に、発注者が受注者から適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に乙の指定する口座に対して振り込むものとする。

2 発注者の責に帰する事由により、前項の支払が遅れた場合は、発注者は受注者に契約金額に対し年利率2.5%の割合をもって支払遅延金を支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、納入自動車の引渡完了後、契約内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という）、発注者の指定した方法による追完請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定により契約不適合に関し履行の追完を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に受注者に通知しなければならない。

ただし、受注者が納車時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第11条 発注者は次の各号に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 所定の期限内又は期限経過後相当の期間内に納品する見込みがない事が明らかとなるとき。

(2) この契約の履行に関して受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正行為があったとき。

(3) 第12条の規定に違反したとき。

(4) 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

(5) 受注者が破産の宣告を受け、または無能力者となり、もしくは居所が不明となったとき。

(6) 受注者が（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を

締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項第1号から第4号及び第6号までの場合においては、受注者は違約金として契約金額の10%に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(談合等不正行為)

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したと

き。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（紛争又の解決）

第13条 この契約に関して発注者及び受注者の間に紛争が生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

（その他）

第14条 納入自動車にかかる自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル料等は、受注者が立替え払いを行い、第8条の規定による支

払請求にあわせて請求を行うものとする。

(補則)

第 15 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

この契約の証とし本書 2 通を作成し、発注者、受注者が記名捺印して、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者： 神奈川県横浜市中区北仲通 5－57
横浜第二合同庁舎
支出負担行為担当官
関東運輸局長 ○○ ○○

受注者： ○○○○○○ (住所)
○○○○ ○○会社 (会社名)
○○ (代表者役職) ○○ ○○ (代表者名)